

今後の進め方等についての参与会議の意見

平成16年4月

特殊法人等改革推進本部参与会議

1. 今後の進め方について

特殊法人等から独立行政法人への移行等が一段落したが、今後とも特殊法人等改革を加速していく必要がある。そのため、独立行政法人の業務等について更なる見直しを行うべき。

具体的な取り組みについては、当面できることと、独立行政法人の中期目標期間の終了時までにもう少し時間をかけて検討すべきことなどについて分けて考えてはどうか。

独立行政法人の予算の使い途や役員人事等は理事長の裁量に任される仕組みとなっている。当面の取組みとして、経営の責任者である独立行政法人の理事長から直接ヒアリングを行い、改革を加速する観点から指摘を行ったらどうか。その際、民間出身の理事長と官僚OBの理事長とバランスよく対象としたほうが良い。

中期目標期間終了時の事業あるいは法人の廃止・縮小を視野に入れて、ヒアリングを通じて見直し論を蓄積していく必要がある。昨年も開催した予算要求に関するヒアリングを対象法人を増やして実施すべき。

法的な拘束力は無くとも、ヒアリングにおいて廃止・縮小すべきと思われる事業について指摘を行い、記者会見等で公表することには十分な牽制効果があると考えられる。

また、定期的に指摘事項を取りまとめ、座長から総理に報告してもらうことも極めて有効。

廃止・縮小すべきと思われる事業などの指摘事項については、可能であれば中期目標期間中においても見直しを行うべき。また、中期目標期間終了時には、独立行政法人の事業又は組織の全面見直しが厳しく行われることが必要。

2. その他改革すべき点

参与会議は「特殊法人等から移行した独立行政法人」について、これまで指摘を行ってきたところであり、その経験を生かして、「国の機関等から移行した独立行政法人」の中期目標期間終了時の事業の見直しについても提言してはどうか。

独立行政法人制度は国の事前の関与を最小限にし、事後評価を厳しく行うという制度設計になっている。しかし、各省の評価委員会や総務省の評価委員会のチェックは、事業をきちんと実施しているかという観点から実施されるものであり、ムダな事業を廃止する、あるいは、予算をもっと削減するという視点が弱い。事後評価についても参与会議として厳しくチェックする仕組みを検討していくことが必要である。

従来 of 役所や特殊法人の意識では、事業の拡大や予算の獲得が評価され、事業の廃止や予算削減は評価されない。独立行政法人になり民間の経営手法を導入するのだから、この意識をまず改革することが重要。

独立行政法人の経営責任者が経費削減を行うインセンティブが働くようにすることが重要。昨年末の退職金の見直しにおいて実績評価を勘案することになったのは有効であり、このようなインセンティブをもっと検討できないか。

以 上